

岩手県告示第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる次の開発行為に関する工事が完了した。

平成28年4月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 大船渡市立根町字関谷29番8、29番9、31番1、31番2、31番4、31番7、31番8、31番9、31番11、32番及び33番5並びに字猫足36番4並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市内丸10番1号 岩手県